

令和6年度第2回国分寺市子ども・子育て会議

令和6年8月27日

国分寺市役所

第一・第二委員会室

次 第

1 議事

- (1) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和5年度実績）の評価について
- (2) 次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（子ども・子育て支援事業計画）について

2 その他

次回の日程等について

■ 配付資料

諮問書（第2号）（当日配付）

- 6－2－1 子ども・子育て支援事業計画（第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期）

令和6年度第2回国分寺市子ども・子育て会議

日時：令和6年8月27日（火）午後6時30分～

場所：国分寺市役所 第一・第二委員会室

出席者（敬称略）

委 員	（対面）渡辺雅之、関口幹雄 （オンライン）川喜田昌代（会長）、田嶋大樹（副会長）、双木良、殿下順子、相馬千鶴、矢山浩輔、原弘和
事 務 局	石丸明子、千葉昌恵、桑野正樹、山元めぐみ、坂本岳人、前田典人、齊藤幸芳、山田憲晴、末永理彩

会 長	定刻になりましたので、令和6年度第2回国分寺市子ども・子育て会議を開始したいと思います。会議を開催するに当たって、事務局から委員の出欠状況をお知らせください。
事 務 局	本日はお足元の悪い中、御出席いただきましてありがとうございます。 それでは、委員の出席について御報告いたします。本日は出席10名、欠席1名です。つきましては、国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき、国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しております。よろしくをお願いします。
会 長	委員の出欠確認ができましたので、これより、令和6年度第2回子ども・子育て会議を開催します。会議を始めるに当たり、事務局から配付資料の確認をお願いします。
事 務 局	それでは、配付資料の御説明をさせていただきますが、その前にまず一点お詫びがございます。今回は会議資料の完成がずれ込んだため、資料の郵送ができておりません。事前にメールでお送りした資料を基に、本日は御説明させていただきますと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。 お送りした会議資料等につきましては、開催通知、次第、資料6-2-1です。資料番号については、資料1枚目右上に表示しておりますので御確認ください。また、今回は、第1回会議の続きの部分についても議論いただくことを予定しているため、メールで事前にお知らせしたように、第1回会議資料6-1-4を使用いたします。画面上にも資料は映す予定ですので、よろしくお願いいたします。 また後ほど、子ども家庭部長から会長に議事（2）に係る諮問書を手交させていただきますが、これについても画面上に表示して御説明をさせていただきます。配付資料については以上です。
会 長	では、資料の確認が終わりましたので、早速議事に入りたいと思いますが、予め本日の流れについてお伝えしたいと思います。 本日は、まず、第1回会議で議論した続きとして、子ども若者・子育ていきいき計画第5章部分の令和5年度実績評価の残りをを行います。評価が終わりました

	ら、次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の第5章についての諮問書をお受けし、議論する予定です。 本日の会議も、20時30分頃までには終わられるようにしたいと考えております。限られた時間の中で有効な議論ができるよう皆さんの御協力をお願いします。 それでは、議事(1)「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画令和5年度実績の評価について」事務局より資料の説明をお願いします。
事務局	それでは資料6-1-4をもとに御説明いたします。画面上にも表示いたしますので、お手元の資料が画面を御覧ください。資料6-4-1を本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、予備がございますのでお声掛けください。 前回の会議では、資料6-4-1の7ページまで評価を行いましたので、本日は続きの8ページ「6. 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」並びに「7. その他の取組」について、御説明いたします。計画書では137ページ以降に当たります。 まず(1)認定こども園の普及に係る考え方について、既存の幼稚園においては、認定こども園化の意向が見られないため、実績として市内の設置には至っておりません。また、本市の待機児童の解消に向けた方針として保育所の整備を進めてきたこともあり、保育所における認定こども園の設置については現状予定しておりません。 次に、(2)教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方についてですが、これは、子どもたちが幼稚園や保育園から小学校へ就学するに当たって、円滑に就学するためにどのような取組をしたか、という内容です。本市においては、就学前の児童、保育施設職員が地域の小学校の児童、教員と関わりを持ち、就学への不安を解消しながら期待や安心感を高めるため、基幹型保育所システムの一環として「学校訪問」「校庭の散歩」を実施しました。また、保育士と教師との情報交換の場として連絡会を開催しました。 続きまして、(3)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について、これは保育料等の無償化手続に関わる内容です。施設等利用給付教育時間部分については、公正かつ適正な支給を確保しました。また、保護者の利便性を勘案しつつ、法定代理受領又は償還払いの給付方法、請求時期等についての周知、施設及び保護者からの問い合わせについても対応いたしました。 次のページを御覧ください。この「7. その他の取組」は、子ども・子育て支援事業計画においては、いわゆる任意記載事項と言われる内容に当たります。自治体によって記載するかどうか委ねられた項目ですが、本市においてはこの部分も計画に明記して、毎年実績報告をしております。 それでは、(1)から順に御説明いたします。 まず、(1)教育・保育の質の維持・向上等に係る取組の推進について、保育所や幼稚園の質の向上のため、どのような取組を推進したかという内容です。基幹型保育所システム事業を通じて、提供する保育の質の維持・向上を図るため、市

	内保育施設職員を対象とした6回の研修、2分野のキャリアアップ研修、エリアごとの連絡会を実施しました。エリアごとの連絡会というのは、保育士や栄養士、看護師などは、園によっては一人しかいないということもあるので、横のつながりを作って情報共有を行うことで、質の向上を図る取組です。また、令和5年度より、重大事故防止及び不適切な保育の未然防止の巡回訪問を市内保育施設に実施しました。 (2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保の推進について、保護者の産休・育休明けの希望に応じて、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、施設サービスの情報提供を行いました。また、市が申込窓口となる保育施設・地域型保育事業については、空き状況を把握し、見学の際のポイントなどの情報提供を実施しました。 (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携については、市だけでなく東京都と連携して行っている支援事業の御説明です。 「児童虐待防止対策の充実」については、東京都小平児童相談所と協力して、国分寺駅北口駅前広場にて、児童虐待防止に関するグッズの配布などの街頭キャンペーンを実施し、児童虐待防止に向け、その取組への理解が深まるよう周知を図りました。 「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」については、国や東京都において、ひとり親家庭の自立支援の促進に向けて要綱改正が実施されたことを受け、本市においても「高等職業訓練促進給付金等事業」では、訓練促進給付金に関する特例の適用期間を延長しました。また、「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」では、通学又は通学及び通信制併用の場合に給付金を支給するための規則改正を行いました。令和6年度も国・都の動向を注視し、適切に対応を行います。 「障害児施策の充実等」については、東京都の障害児施策と連携を取りつつ、障害児を支援する事業所の開設を事業者呼び掛けたことで、市内で初めて、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が開設され、障害児支援体制の整備が進みました。また、障害者地域自立支援協議会の相談支援部会に設置している障害児通所支援事業所連絡会において、各事業所が抱える課題を共有し協議を行い、障害児相談支援体制の充実・強化に向けて、各事業所と連携を図りました。 そのほか、国分寺市医療的ケア児支援関係者会議を通じて、医療的ケア児のいる家庭に実施したアンケート結果から家族支援に対するニーズを把握し、東京都の医療的ケア児等支援担当者連絡会にて報告を行いました。ニーズ把握を受け、在宅レスパイト事業の開始へ繋げるとともに、東京都の主催する医療的ケア児や重症心身障害児とその家族のためのピアカウンセリング事業の後援に至りました。 障害児等特別な支援を必要とする子どもが、希望する教育・保育を円滑に受け
--	---

	ることができるように、市内保育施設職員対象に、こどもの発達センターつくしんぼの通園事業の見学会を4回、体験会を2回実施しました。 続きまして、(4)労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境整備施策との連携について、令和5年度は、女性の再就職支援講座として、経済課・しごとセンター多摩との共催により、9月と1月に「在宅ワーク入門」「50代からのキャリアデザイン」をテーマにした講座を実施しました。両講座とも定員40人のところ100人以上の申込があり、参加者アンケートでは9割以上が「満足した」と回答するなど、参加者にとって有益な講座を提供することができました。 (5)要保護児童対策地域協議会実施による関係機関連携の強化については、要保護児童対策地域協議会による関係機関連携について、代表者会議・実務者会議の定例会を各1回開催し、要保護児童の現状や対応状況について情報共有しました。また、実務者会議進行管理部会を年5回開催し、要保護児童の支援について進行管理を実施しました。個別のケースの検討については、個別ケース検討会議を年42回実施し、関係機関と密な連携を図りました。 (6)保育士等の確保・定着について、安定した教育・保育の提供のため、保育士等の人材確保は非常に重要な問題です。保育士等の確保及び定着につながる取組としては、市内認可保育所の全施設に対し、保育士等の処遇改善を図る処遇改善等加算の補助を行い、市内で保育施設を運営する法人が雇用する保育士等向けに宿舍を借り上げた場合に、その経費の一部を補助する宿舍借上支援事業を行いました。加えて、保育所等の入所選考に係る「保育の実施基準指数表」の「調整指数表」において、保護者が「保育士・幼稚園教諭の免許を有するものであって、市内の認可保育所、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設において保育に従事している、又は従事することが決まっているものが入所の申込みをする場合」に該当した場合、6点の加点を行い、「保育士・幼稚園教諭の免許を有するものであって、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設において保育に従事している、又は従事することが決まっている者が入所の申込みをする場合」に該当した場合、4点の加点を行いました。 以上が「6. 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」並びに「7. その他の取組」の説明です。事務局からの説明は以上でございます。
会 長	事務局の説明が終わりました。質疑等ある方は、挙手にてお願いいたします。オンラインの方はZoomの機能を使って挙手されるか、画面内で分かるように手を挙げてください。
委 員	「6. 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項」の「(2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」に関して意見です。来年小学校に入学する子を持つ保護者の視点から見て、不安を解消しながら期待や安心感を高めるため、学校訪問等を行うことは、とても良い取組であると思っています。一方で、訪問する小学校はその保育園の近隣で、その保育園から最も多く就学する

	子がいる小学校1校のみで、卒園生全員が同じ小学校に就学するとは限らないので、自分が通う小学校には行けない子もいます。また、実際に小学校に上がったときに、同じ保育園から就学した子たちのグループというものがすでに出来上がっていて、同じ保育園出身の子がいないような子や一人や二人しか同じ保育園の子がいないような子は、その中に入っていけないという問題があると思います。就学前に期待感や安心感を持たせるという点で、そういうところがフォローできるような取組をやってもらいたいと思っています。例えば、保育園で小学校に訪問する際には、1園のみで行くのではなく近隣の複数の園で行くなど、保育園の横のつながりを活用していただきたいと思います。入学前から知っている子がいるというのは、子どもにとって大きな安心感につながると思いますので、要望として一つ意見を挙げさせていただきました。以上です。
会 長	御意見ありがとうございます。確かに、子どもにとっては、知っている子がいない状況というのはとても寂しいと感じるものですよね。一方で、ここで書かれている学校訪問の意図としては、まだ学校というものを知らない子どもたちに、学校ってどのようなところなのか、どのような子たちが通っているのかということを実際に見てもらって、その場に慣れる、安心感を得てもらうということがあると思います。保護者としては、子どもが一人でポツンといるとか怖いそうだなと思ってしまっているのですが、子どもが集団の中に入っていって慣れていくということも、学びの一つであるので、そこをどう捉えるかというところかと思います。 事務局はいかがでしょうか。
事 務 局	貴重な御意見ありがとうございます。 教育・保育と小学校教育の接続については、それぞれの保育園の幼児教育の状況や、小学校に入学した後のスタートアップカリキュラムがどのようになっているかを、教育・保育と小学校でお互いの情報を共有しながら進めていく必要があると考えています。今年度から新しく、保育と小学校教育の接続について、保育園と小学校職員による合同研修会を実施し、それぞれの現状や課題について共有しました。来年度以降も継続して実施し、保育園・小学校のつながりをより強くしていきたいと思っています。また、同時に今、意見があったような保育園同士のつながりについても、基幹型保育所システムの中で連携を強めていき、子どもが小学校に入学しても戸惑わずに生活がスタートできるように、保育園にいるときから就学を見据えた幼児教育なども、学校と意見交換をしながら取り入れるなど、課題を整理しながら取組みたいと思います。
委 員	今実施している取組自体はとても有意義で意味のあることだと思いますので、ぜひ継続していただきたいと思います。また、様々なことを検討いただいているということも理解しておりますので、一つの意見として受け止めていただき、改善に結びつけていただければと思います。引き続きよろしくお願いいたします。
会 長	まだいろいろ課題はあると思いますが、この取組自体はとても良い取組だと思いますし、幼稚園・保育園と小学校の情報交換など幼保小連携についても今は力

	を入れていることと思いますので、そこがさらに進んでいくといいと思います。 他に、御意見や御質問いかがでしょうか。
委 員	今のお話を伺って、参考になるかは分かりませんが、私の幼稚園では卒園児は毎年 20 名から 30 名くらい、少し前は 40 名くらいいまして、大体 6 割程度が同じ小学校に就学します。それ以外の卒園児は一人や二人でお住いの学区の市内の小学校、府中市の小学校に就学しています。コロナ禍前は、市内小学校の入学式に地域の幼稚園ということでお招きいただき出席していましたが、入学式では卒園児に宛てて幼稚園や保育所から祝電が届きます。毎年大体 50 園程度の祝電が読み上げられていて、多くの幼稚園、保育所から 1 つの小学校に集まってきているのだと思いました。つまり、同じ幼稚園、保育所から就学する子が一人や二人しかいない、という子はどの園にもいらっしゃるのだろうなと感じております。実際に就学された後も、保護者の方から、学校の友人関係や環境の変化に順応できず、時々学校に行くことができないというお話を毎年のように伺います。卒園した後は、なかなか幼稚園は手が出ない範囲になりますので、小学校の先生方にお任せするしかないのですが、各小学校に一人や二人で就学する子どもがたくさんいて、寂しい気持ちを持っているという現実はあると思いますので、小学校側でも大変なこととは思いますが、そういう状況で就学する子どもがいるということ的前提に、リラックスして 4 月のスタートが切れるような環境を整えていただけたらと思います。一方で、私たちは幼稚園において、生きる力を蓄えて巣立ってほしいという願いを持っておりますので、大人のサポートも必要ですが、子ども自身も一人で集団の中に入っていくという経験を踏まえて、自分自身の力で頑張りたいという気持ちもあります。子ども自身の性格や性質などによってなかなか一人で就学することに馴染めない子どももいると思いますが、学校側の手厚い配慮と子ども自身の頑張ろうと思う力、それから幼稚園や保育所で過ごした良い経験など、いろいろ重なって、子どもたちが 4 月からの新しい生活を過ごせたらいいなと思います。なかなか保育所同士の連携や小学校との連携など難しいこともあるかもしれませんが、学校側にも一人や二人で入ってくるような子どもも多いということを踏まえて 1 年生を迎え入れて欲しいと思います。以上です。
事 務 局	御意見ありがとうございます。小学校との接続について、今年度の取組として、保育園・小学校の連携の合同研修会を実施したところですが、幼稚園・小学校の連携も重要だと考えております。基幹型保育システム事業の中で、幼稚園の方にも御参加いただきたいテーマがある際には声をかけさせていただきますので、参加についてぜひ前向きに御検討いただければと思います
委 員	幼稚園では 40 名程度卒園児がいるというお話でしたが、国分寺市は随分保育所整備を進めて保育所が増えていますから、市内の保育所は大体 1 園当たり 80 名から 90 名くらい在籍していて、うちの園もそれくらいの人数ですが、卒園生は 15 名です。さらにうちの園は学区のちょうど真ん中にあるので、卒園生は 3 校くら

	いに散らばって就学しています。 幼稚園も保育所も関係なく、どの先生も皆さん思いは同じで、生きていく力を身に着けるために一生懸命保育してらっしゃると思います。子ども自身が困ったときに困ったと言える子どもになって欲しいという願いを持っています。どの園もそのように、一人で就学することになっても、大人数で就学することになっても困らないように保育していらっしゃると思うので、そこはぜひ預け先の保育施設を信じていただいて、それから国分寺市は幼保小連携に大変力を入れてくれていますから、どんどん良くなっていくと信じたいと思います。以上です。
委 員	私どもも、幼稚園でも保育所でも、園の先生方は子どもたちがどんな時でも、困ったときに困ったと自分の言葉でいえる子どもになって欲しいという思いで保育をなさっていると思っておりまして、私どももそうです。どの園も皆さん、子どもにとって何が一番いいのかを考えて保育をしていると思っております。 私が言いたかったのは、いろんな子どもたちが一人や二人で、小学校という新しい世界へ入っていくことがある、そういったところも踏まえて、教育・保育と小学校、保育所と幼稚園同士の連携ということも考えつつ、小学校の先生方にも温かいお気持ちで子どもたちの4月のスタートをリラックスできるように、今ももちろんされてらっしゃると思いますが、今後も引き続きお願いしたいということでございます。以上です。
会 長	確かに、一人ひとりの子どものことを考えると、心配になる気持ちもありますが、子ども自身の成長しようとする力、生きる力の可能性を信じながら、みんなでサポートしていくという方向で、行政と我々と一緒に頑張っていけたらいいのかなと思いました。 他に御意見、御質問はございますか。他の項目でも結構です。よろしいでしょうか。 では、続いて議事（２）に入ります。議事（２）については、事務局より諮問書の手交があるとのことですので、よろしくお願いします。
事 務 局	では、市長が公務により不在のため、代理で諮問書を読み上げさせていただきます。 （諮問書読み上げ） よろしくお願いします。
会 長	謹んでお受けいたします。では、諮問書の手交が終わりましたので、議事（２）に入りたいと思います。議事（２）については、量が多いため、前半部分として資料６－２－１、18 ページまでの幼稚園や保育園部分と、同資料の 19 ページから始まる放課後児童クラブの後半部分とで、分けて議論できればと思います。 それではまず、前半部分について、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、お手元にある資料６－２－１を使って、また画面上にも表示して御説明いたします。 資料６－２－１に入る前に、今回どのような議論を行うのかということ、前

回の第1回で配付した資料6-1-1を基にお話いたします。この資料は、子ども・子育て会議がどのようなスケジュールで進行していくのかということに記載したものでして、本日の第2回と次回第3回の会議において、次期計画の子ども・子育て支援事業計画に当たる部分について、皆様から御意見を賜りたいと考えております。この子ども・子育て支援事業計画に当たる部分が、先ほどまで令和5年度の評価をいただいた部分と同じ、計画書の第5章部分でございます。

こちらの内容が大変量が多いため、今回と次回の2回に分けて皆様から御意見を賜りたいと思います。

まずは一旦、このスケジュールを皆様に把握いただいて、本日の議題に入っていければと思います。

では改めまして、資料6-2-1、子ども・子育て支援事業計画、第5章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期について御説明いたします。専門用語なども多く、なかなか分かりづらい内容かと思いますが、何か御不明な点がございましたら遠慮なく御質問ください。

では、まず教育・保育提供区域の設定、人口の見込み等についてです。本市では、国分寺市地域福祉計画の子ども・若者・子育て分野の計画として、令和元年度に国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画を策定しました。先ほど評価をいただいたのは、まさにこの計画です。この現行計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、他の各計画と連携しながら、子ども・若者・子育て支援施策を総合的に推進していきます。計画期間は令和7年度から令和11年度までとなります。次期計画では、現行計画同様に本市における子ども・子育て支援事業計画の内容を第5章に位置付けます。

次期計画における教育・保育の提供区域については、この子ども・子育て支援事業計画を定めるに当たって、その事業をどのような区域に分けて実施するかということを決めることが義務付けられています。自治体によっては地域差が偏在していたり地域によって特徴があったりする場合があり、そのような場合には提供地域を複数に分けて、地域ごとに計画を作ることになります。本市においては、市全域を1つの区域と定め、宅地開発による一時的な人口変動等にも柔軟に対応できる教育・保育の提供体制を整えます。本市の場合は、面積もあまり大きくなく市の端から端までも通いやすいエリアであることから、提供地域を分けず一つにすることで、柔軟な教育・保育の提供ができると考え、そのような設定としております。

続いて、人口の見込みについてです。次期計画で定めるサービスの対象となる0歳から11歳までの子どもの人口は、市で算出した国分寺市人口ビジョンの数値に、令和6年度実績値を反映し推計しました。なお、人口ビジョンは、コーホート要因法を用いており、今回の推計では、令和5年4月1日住民基本台帳人口を基準とし、生残率、出生率及び純移動率を乗じて算出しています。コーホート要

因法とは、新たに子どもが出生したり、また亡くなったり、転入や転出などの要因を勘案して推計する方法です。人口推計によると、0歳から11歳までの子どもは、令和6年度をピークに減少することを想定しており、0歳から5歳児までの子どもは、すでに令和3年度をピークに減少に転じています。

子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たって、今の子どもたちがどのような環境にいるのかということを客観的に把握して計画を立てる必要があるため、3ページ以降はニーズなど計画を策定するに当たって参考に事項を資料としてまとめています。

まず、女性の年代別就業率の推移を見ると、「25～34歳」「35歳～44歳」とともに、年々増加しています。全国、東京都、本市の女性の年齢階層別就業率の比較を見ると、本市では「25～29歳」が最も割合が高く64.0%となっています。全国、東京都と比較すると、20～59歳の世代では、全国より低く、東京都よりやや高くなっています。

次に、合計特殊出生率です。こちらは残念ながら少し減少傾向にあります。本市の人口推計にも影響していますが、令和4年における30歳以上の女性の出産割合が78.1%となっており、東京都76.8%、全国66.3%より高くなっています。また、本市母親の年齢階層別出生割合の推移について、比較的年齢層が高めになっているということが本市の特徴となっています。

そのような環境において、幼稚園や保育所、学童保育所がどのような状況にあるかと言うと、幼稚園は、令和元年以降定員数に変化はありませんが、利用人数は令和元年をピークに減少しています。一方、認可保育所は、保育ニーズの高まりに合わせて施設を整備したことで定員数が増加し、定員総数としては、各年それぞれ利用人数を上回った確保ができていているものの、各年齢別では、主に1歳児の保育ニーズに対して十分な定員数を確保できていないことから待機児童が発生しています。特に6ページを御覧いただくと、本市の待機児童数の推移がありますが、徐々に待機児童数は減ってここ3年くらいは令和4年度25人、令和5年度38人、令和6年度24人という実績です。こちらは計画の評価の際にも御報告した数値ですが、若干の待機児童がいるような状況になっており、これをどう対応するのか、今後どうなっていくのかについて、この後御説明いたします。

本市の学童保育所について、在籍児童数は定員数を上回っており、狭あいな状態にあります。計画評価の際にも御説明したとおり、本市の公設学童保育所は全入制度を設けており、多くの施設において定員を超えて受入れを行っています。これは、待機児童がいないという面では良いのですが、やはり施設環境としては狭あいな状況であるため、改善が必要です。さらに在籍児童数は増加を続けており、保育所のニーズ増加に伴って、学童保育所のニーズも高まっています。

そのような現状を踏まえて、幼稚園や保育所等の量の見込みや確保方策について、どのような計画を立てたのか、御説明したいと思います。

2号認定及び3号認定に係る量の見込みについて、まず、認定区分について説

明しますと、2号認定とは3歳から5歳で保育を必要とする場合、3号認定とは0歳から2歳で保育を必要とする場合です。この2号認定及び3号認定に係る量の見込みについては、推計児童数に保育所等の想定利用割合を乗じた値に、企業主導型保育施設の地域枠及び認証保育所の定員数を加えることにより算出します。想定利用割合は、令和2年度から6年度までの過去5年間の利用割合の実績値や社会的背景から、各年度について年齢ごとに設定します。企業主導型保育施設の地域枠及び認証保育所の定員数を加えているのは、想定利用割合には、これらの必要量が含まれておらず、少なくともこれらの定員数分は必要量として見込んでおく必要があるためです。

0歳児の想定利用割合については、令和2年度から6年度までの過去5年間の推移をみると、減少傾向にあります。これは女性の就業率が上昇する一方で、保育所等の整備が進み、1年程度の育児休業期間の取得が定着してきていることにより、1歳児から保育所へ入所する希望者が多いことなどが背景にあると考えられます。これは他の年齢とは異なる特徴です。今後も女性の就業率が高い推移で維持することが想定されますが、想定利用割合が今後も減少するかは見通しが不透明であることから、令和6年度の実績値をもとに、令和7年度から令和11年度までの想定利用割合は、一律26%で設定しております。

次のページを御覧ください。1歳児の想定利用割合は、過年度の利用割合の実績値及び女性の就業率の上昇等を考慮し、以下のとおり設定しています。これまでの過去5年間において、1歳児の利用割合は平均するとおおそ2ポイントずつ程度上昇しています。今後も女性の就業率が上がることで利用割合が上がっていくことを想定していますが、すでにかなり高い推移となっているため、今後はやや鈍化すると見込んでいます。そのため、令和7年度から令和11年度にかけては1ポイントずつの増加としています。

続いて、2歳児の想定利用割合については、過年度の利用割合の実績値と、前年度の1歳児が翌年度の2歳児として持ち上がることに加え、新たに入所する児童がいることを考慮し、以下のとおり設定しています。1歳児で入所する子が多いのですが、2歳児で入所するという子も一定いるため、1歳児に比べて2歳児の利用割合が高くなっています。表の見方としては、例えば令和7年度の1歳児の想定利用割合は65%です。その子たちは次年度である令和8年度には2歳児になります。令和8年度の2歳児の想定利用割合は68%としています。同様に、令和8年度の1歳児と令和9年度の2歳児、令和9年度の1歳児と令和10年度の2歳児と、各年で1歳児から2歳児に上がる際に3ポイントずつ増加する見込みを立てています。

次に、3歳児から5歳児までの想定利用割合については、各年齢における過年度の利用割合の実績値と、2歳児から3歳児に持ち上がる際に一部の児童が幼稚園等へ転園する影響等を考慮し、以下のとおり設定します。なお、3歳児から5歳児まではそのまま持ち上がる設定としています。先ほどと同じような表の見方

	をすると、2歳児から3歳児に上がる際に3ポイント減少するという見込みとなっています。過去の推移においても同様の推移をしており、今後も同様の傾向が続くと想定しています。4歳児と5歳児については、過去の実績値は増えたり減ったりとばらつきがありましたが、微増微減であったため、4歳児から5歳児に上がる時には大きな増減はないと見込み、4歳児の想定利用割合と次年度5歳児の想定利用割合は同数としています。 以上が、2号及び3号の量の見込みとその算出根拠です。 続いて、1号認定に係る量の見込みの算出方法について御説明いたします。1号認定とは、簡単に申し上げると3歳児から5歳児の、主に幼稚園に通う子ども等が該当します。1号認定に係る量の見込みは、以下のとおり、3歳児から5歳児の推計児童数から保育の必要性がある2号認定に係る量の見込みを除いた数としています。 ここまで、どれだけニーズがあるのかという量の見込みについて御説明いたしましたが、ここからはそのニーズに対してどれだけの量をどのように確保するのかという確保方策について御説明いたします。 2号認定及び3号認定に係る量の見込みに対しては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠及び認可外保育施設で確保することとします。これは、これまでの方向性から変わるものではありません。簡単に申し上げると、保育所や家庭的保育事業、企業主導型、また認可外保育施設と記載があるのは認証保育所ですが、これをもって見込み量に対して確保していくことを想定しています。 なお、待機児童の発生が見込まれるのは令和7年度のみであるため、新たな保育所整備は予定しておりません。しかし、認可保育所への入所希望者が多いことを鑑み、既存施設の認証保育所を認可化移行する準備を進め、令和8年4月に認可保育所として開所することを目指します。 また、令和7年度に発生する見込みの待機児童については、定期利用保育やベビーシッター利用支援事業等を実施することで対応します。令和8年度以降の状況についても注視し、次期計画で想定している以上に保育ニーズが見込まれることが判明した場合は、令和7年度で実施予定の対応策を含め、待機児童解消に向けた取組を速やかに進めます。 ここに文言としては記載しておりませんが、現在、既存の各保育施設に対しては、定員の変更や弾力化を依頼・協議していますが、このような方法で定員枠を増やしてニーズに対応したいと考えています。 令和7年度のみ待機児童が発生する可能性があるという見込みについては、先ほど申し上げたとおり、児童数が減少する傾向と利用割合が増加していく分岐点がちょうど過渡期にあるということが主な理由です。 表を見ながら具体的に御説明いたします。11ページを御覧ください。 これは令和7年度の2号認定・3号認定の量の見込み及び確保方策です。0歳
--	---

	児・1歳児・2歳児が3号認定、4歳児・5歳児が2号認です。児童数（推計）は、冒頭に御説明した人口推計の年齢別の推計を記載しています。それに対して、保育園や認定こども園を必要とする2号認定・3号認定を必要とする子どもがどれだけいるのかということが量の見込みです。また、それに対する確保方策として、特定教育・保育施設、地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠、認可外保育施設などによって確保するという事を、確保方策に記載しています。そして、量の見込みに対して保育施設の確保量を差し引くと、1歳児で7人、2歳児で4人の計11人の待機児童が出るという見込みになっています。 この子ども・子育て支援事業計画は、当該年度で見込みに対して、足りていない確保量については、基本的には、当該年度中に確保方策にて対応する仕組みとなっています。つまり、待機児童の発生が見込まれる際には、当該年度中に何らかの対応をすることが原則となっているので、その方策を当該年度までに新たに確保する量として記載しています。今回の場合は、新規の保育施設を整備する予定はないため、特定保育施設は0となっています。そのため、確保後の過不足についてはそのままスライドし、7人と4人が不足するという結果になります。ただし、当該年度に発生する不足分については、先ほど申し上げたとおり、定期利用保育やベビーシッター利用支援事業等で対応することによって、何らかの保育環境を整えるということを想定しており、実際に準備を進めている状況です。 続いて、1号認定に係る量の見込みに対する確保方策について御説明いたします。1号認定は、先ほども少し申し上げましたが、幼稚園に通う子どもが該当します。1号認定に係る量の見込みに対しては、特定教育施設の幼稚園、未移行幼稚園及び認定こども園で確保します。本市の児童は、市内の幼稚園、市外の幼稚園又は市外の認定こども園へ通っています。一部認可外保育施設に通う子どももいますが、今回は便宜上この3施設を想定した御説明といたします。児童の通園状況は、今後も同様であると想定しています。 量の見込みと確保方策について御説明する前に、一点御説明したい事項がございます。12ページを御覧ください。下部、点線枠内の（＊2）市内新制度幼稚園について、これまで市内幼稚園は4施設とも未移行幼稚園と言いまして、新制度に移行していない従来制度により運営する幼稚園でした。しかし、この度、令和7年4月より、白鳥幼稚園が新制度幼稚園に移行することを予定しています。具体的な定員の設定などについては、次回の会議で別途諮問する際に御説明させていただきたいと考えておりますが、このような想定を踏まえて、現在確保方を予定しております。 それでは、令和7年度の1号認定に係る量の見込みと確保方策について御説明いたします。便宜上2号認定の記載もございますが、1号認定というのは先ほども御説明したとおり、児童数から2号認定を引いた人数になります。つまり、3歳児から5歳児までの児童数を3,160人と推計していますが、そのうち、2号認定に当たる1,948人を引いた1,212人が1号認定の量の見込みとなります。確保
--	---

	方策については、特定教育・保育施設、いわゆる新制度幼稚園や認定こども園に通っている子どもと、そうではない未移行幼稚園に通っている子どもと、二通りに分かれるため、そのように確保方策を記載しています。簡単に申し上げますと、特定教育保育施設は、市内で運営する白鳥幼稚園と市外で運営する新制度幼稚園や認定こども園を指します。そして、未移行幼稚園は、市内の白鳥幼稚園を除く3施設の幼稚園と市外の幼稚園です。市外の幼稚園については、市外の幼稚園に通っている子どもが一定数いるため、過去3年間の実績値から推計を出しました。そして、推計児童人口数に対して按分計算をし、どれくらいの割合が特定教育・保育施設や未移行幼稚園に行くかという算出をして記載しています。幼稚園の児童数は減っている傾向にあり、逆に保育所を利用する児童が増えていることから、幼稚園の確保方策は足りていると考え、過不足は0としています。 次の14ページ以降については、以上の量の見込みと確保方策の考え方を基に、実際に数字を当てはめたものです。簡単に御説明すると、令和7年度については保育所で待機児童が発生する見込みです。ただし、次年度以降は認証保育所の認可化や人口減少などを鑑み、ニーズに応じた定員数を確保できるという見込みを立てています。認可外保育施設の確保方策が減っていますが、これは認可外保育施設である認証保育所の一部を認可保育所に移行するためです。減っている部分については、特定教育・保育施設に人数が移っています。 令和9年度以降については、そのような状況からそのまま推移して、確保量は変わらないことになっていますが、不足は出ないということで見込んでいます。 以上、長くなってしまう大変恐縮ですが、前半部分の御説明を終わります。
会 長	事務局から前半部分の説明が終わりましたので、御意見・御質問等ある方は挙手をお願いいたします。
委 員	学童保育所について、国分寺市では1年生から3年生までの受入れが主で、4年生についても空きがあれば入れるということになっていますが、実際は1年生から3年生までですでに定員を超えて受入れており、4年生以上は利用が難しい状況です。最近、世田谷区に住んでいる方とお話する機会がありまして、世田谷区では6年生まで学童保育所で受入れており、高学年の利用割合が高いと伺いました。国分寺市においても、高学年のニーズはあると思うので、その辺りの調査をしていただいて、積極的に学童保育所における高学年の受入に取り組んでいただきたいと思います。
事 務 局	学童保育所については、後半部分で、どのような見込みをもって確保していくのか、詳しく御説明させていただきます。
会 長	では、この部分については後で御説明いただけるとのことです。他に、御意見や御質問はございますか。
委 員	私は今提示いただいた保育の量の見込みと確保方策については、概ね予想したとおりであると思いました。国分寺市は、これまで日本全体の人口が減少している中であっても児童人口は少しずつ増加していましたが、これからはいよいよ減

	少に転じるのだと、数字で実感しました。この場で申し上げることではないのかもしれませんが、今後も安定した保育施設の運営のために、改めて市との協力が必要であると強く思いました。
事 務 局	私どもとしても、人口推計は非常に難しいというのが正直なところで、待機児童についても厳密な計算をしてはいますが、結果的にどうなるのか分からない状況です。そのため、今後の推移についても注視しながら、もし、計画から実態が乖離するようであれば、中間見直しなどで改めて数字の見直しをさせていただきたいと思います。また、委員が今おっしゃったような保育施設の運営についても、保育の質が確保できるよう対応していきたいと考えています。
委 員	学童保育所については後で詳しい御説明があるとのことですが、一点お聞きたいことがあります。学童保育所においては、要件を満たす場合は全入で児童を受入れており、希望者が定員を超えているため、結果的に施設が狭い状態にあります。私も週2回ほど学童保育所のお手伝いをしていますが、実際に施設の状況を見ても、人数が多いというのは感じています。なかなか解決策というのは難しいのかもしれませんが、この辺りの希望者数と定員の関係などについて、御説明いただきたいと思います。
会 長	先ほど事務局から説明のあったとおり、学童保育所の部分については後半でまた検討する時間がありますので、後でまた事務局から説明いただきます。 他に御意見や御質問はございますか。よろしいでしょうか。 それでは19ページから始まる放課後児童クラブの後半部分に移ります。事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	本市では、放課後児童クラブのことを学童保育所と呼んでおりますが、この部分の量の見込みと確保方策等について、御説明いたします。 まず量の見込みについて、算出方法の計算式を記載しておりますが、推計児童数に想定利用割合をかけて算出します。想定利用割合は各校の利用割合の実績から、各年度について学年ごとに設定しています。 在籍児童数については、冒頭に0歳から11歳までの推計児童数を記載しておりますが、それを学年ごとに当てはめたものがこの「令和6年度から令和11年度までの児童数の実績値及び推計値」です。令和6年度が実績値、令和7年度以降が推計値です。令和8年度までは児童数は増加する見込みですが、令和9年度以降は減少に転じていく見込みです。1年生から6年生に関しては、転入などもありまして、1学年ずつ人口が増えていくというのが特徴です。これまで一部やや減少するところもありましたが、全体としては増加の傾向にありました。ところが、令和9年度以降は、就学前児童人口の減少の流れから、小学生も減少に転じることを想定しています。 学童保育所の利用に関して、1年生からどのような算出のもと、想定利用割合を設定したのか御説明いたします。まず1年生の想定利用割合は、過去の利用割合実績と5歳児の保育所申込率から、令和7年度から令和11年度にかけて下表の

とおり設定しています。1年生の想定利用割合はおおむね1ポイントずつ推移すると想定していますが、令和7年度から令和8年度に関しては、5歳児の保育所申込率が高かったことから、ここだけは2ポイント増としました。

一方で、2年生及び3年生の想定利用割合は1年生とは算出方法が異なります。2年生の過去の利用割合実績を見ると、過去5年間において、1年生から2年生に上がる際に微減の年度もあれば微増の年度もありました。平均すると、1年生の利用割合とおおむね同じ推移をしていることが分かりましたので、2年生の想定利用割合については、前年度の1年生の想定利用割合を維持する設定としています。具体的に申し上げますと、例えば、令和7年度の1年生の想定利用割合は59%で、令和8年度の2年生の想定利用割合も59%です。このような推移を2年生についてはずっと追っていくということを想定しています。

次に3年生の想定利用割合について、過去の利用割合実績を見ると、2年生から3年生にかけて、平均すると利用割合が5ポイント程度減少する傾向があることが分かりました。そこで、3年生の想定利用割合は、前年度の2年生の利用割合から5ポイント減らして設定しています。例えば、令和7年度の2年生の想定利用割合は55%ですが、令和8年度の3年生の想定利用割合はそこから5ポイント減らした50%に設定しています。

続きまして、4年生から6年生までの想定利用割合です。先ほど、委員から高学年の利用について御意見をいただきましたが、ここでそれも含めて御説明させていただければと思います。4年生から6年生については、障害のある児童については高学年の受入れも行っていますが、それ以外の児童は、民設民営学童保育所での4年生に限った試行実施に留まっているのが現状です。このような状況により、過去の利用割合にから高学年の見込み量を推計することが困難であるため、令和5年11月に実施した公設学童保育所に通う保護者に対するアンケート結果における高学年の利用希望者数をもとに想定利用割合を算出しています。このアンケートは4年生から6年生の利用希望について1年生から3年生までの保護者に御回答いただいたものですが、より現実味のある数値を算出するため、3年生保護者の回答を算出の参考とさせていただいております。4年生は12%、5年生は7%、6年生は4%と記載しておりますが、先ほど御意見をいただいたとおり、4年生以降の高学年についても一定のニーズがあることが見えてきます。なお、高学年については、4年生、5年生、6年生については、低学年同様に、学年があるごとに、その利用率は、減少傾向があると見込んでいます。

量の見込みに対する確保方策については、公設学童保育所が定員数を上回る児童の受入れを現在も行っており、狭い環境を解消するため、低学年の不足する分について、各年度で新たに施設を整備することで、定員を拡充したいと考えています。先ほど御意見があったように、今の環境が良いものになっているかと言うと決してそうではないと、市としても認識しています。それを改善すべく、施設の整備を行っていきたいと考えています。

	また、4年生から6年生については、令和3年度から試行実施として行っている民設民営学童保育所による4年生の受入れを継続するとともに、公設学童保育所についても、定員に空きが見込まれる施設が出てきた際は、受入れ可能な施設から順次試行実施として4年生の受入れを開始します。 加えて、児童館において、ランドセル来館事業という保育が必要な児童を受入れる事業を実施しておりますが、その事業の利便性の向上を図るなどして、学童保育所のほかでも児童の受入れが可能となる環境を整えていきたいと考えております。 次期計画期間中には、公設学童保育所を令和8年4月に開所する予定です。詳細内容は、まだ現時点では申し上げられませんが、市内において1施設整備をするために準備を進めている最中でございます。また、第八小学区に、令和8年度中の開所を目指して、公設学童保育所を整備する予定です。民設民営学童保育所についても順次整備を進めていますが、各年度4月に開所できるように、現在募集しております。 具体的に、量の見込みに対してどれだけの量を確保できるのかということについて御説明いたします。資料22ページを御覧ください。 令和7年度から令和11年度まで、非常に厳しい状況となるのが正直なところで、令和7年度から令和10年度にかけては、低学年・高学年ともに定員を上回る状況が続く見込みです。一方で、令和11年度には、低学年に関しては定員の見込みを上回る確保ができるのではないかと想定しています。これは、令和7年度、令和8年度に公設学童保育所を整備できる見込みが非常に大きな要因となっています。高学年の受入れにつきましては、試行実施ということもあり、この計画の中には含まれておりませんが、新しく公設学童保育所、民設民営学童保育所を整備することで、一部定員に空きが出るということを想定しております。この中で、高学年の受入れをできるような環境整備を進めていきたいと考えています。以上が学童保育所に係る説明となります。
会 長	事務局から説明が終わりました。御質問や御意見等がありましたらお願いします。
委 員	説明ありがとうございます。高学年の利用ニーズについて、現状まだ少ないということが分かりました。3年生の児童に、4年生以降学童に行きたいかと聞いてみたところ、友達がいらないから行きたくないと答えが返ってきました。やはり、現状4年生以降の受入れがなく、利用者の中にも学童は3年生まで、という前提がある中でのアンケートだと思うので、そういう理由で利用希望が少なく出ているのではないかと思います。 もちろん、現状として低学年だけで定員を超過しており、まずは低学年の受入れに注力すべきだと思います。次期計画では、計画期間中最後の年度である令和11年度によりやく高学年の受入れをできるかもしれないという話でしたが、高学年が利用するに当たっては、1年生の入所段階から6年生まで通えるという仕組

	みを作る必要があると考えています。次期計画のこの5年間で、そういう種まきも必要ではないかと思ひまして、一つ意見として申し上げます。
事 務 局	この想定利用割合を算出するに当たっては、世田谷区を含む他自治体の状況も確認いたしました。他自治体でも、6年生までの受入れを行っているところはあまり多くなく、手探りの部分も正直ございます。今回はアンケート調査結果を参考にさせていただきましたが、今後、当市で4年生受入れの試行実施を始める際にも、今御意見いただいたような状況や実際の傾向、他市の状況なども、より具体的に見えてくる部分もあると思いますので、それらを注視しながら進めていきたいと考えております。
委 員	高学年の想定利用割合について、保護者に対するアンケート結果から算出したとのことですが、これは具体的にどのアンケートでしょうか。昨年、学童保育所を利用する保護者の方に私もアンケートを取りましたが、その時の回答では、4年生以上の受入れを希望する保護者が60%ほどいました。今提示していただいた資料と数字に差があることが気になるので、この部分について御説明いただければと思います。
事 務 局	こちらは令和5年11月に子ども子育て支援課で実施したアンケートで、ホームページ等には掲載しておりません。また、この想定利用割合というのは、各学年の総人口に対しての想定利用割合となります。回答者数のうちの利用希望者の割合と、児童人口のうちの学童保育所利用者の割合から算出しているため、今伺ったアンケート結果とは算出方法が異なるかと思います。
委 員	アンケート結果の数字に差があることについては理解しました。私も利用希望者がとても多いとは思っていませんが、利用希望の多さというよりも、逼迫度と言いますか、困っている保護者は本当に困っている状況にあります。学保連（国分寺市学童保育所保護者会連合会）でも、4年生以上の受入れがなかなか難しいということは理解しているのですが、三季休業中など、高学年であっても一日家で一人にするのはやはり心配になります。今、申し上げたかったのは、保護者の方々がそのように困っている状況であるということが、先ほどの示していただいた数字からはあまり市に伝わっていないように見えるという懸念です。時代の流れが速く、ニーズ量の変化などもあると思いますが、その意図を汲み取って対応いただければと思います。 次に、この資料を保護者の方に提供してもよろしいでしょうか。令和8年度ではありますが、学童保育所を新設する予定があるということで、これは保護者の方々も大変待ち望まれていたことですから、情報を共有したいと思います。 また、確保方策に記載されている民設民営学童保育所の開所時期について、各年度4月というのはどういう意味なのか、教えていただけますでしょうか。
事 務 局	保護者の皆様への資料提供に関しては問題ございません。 民設民営学童保育所の開所時期について、記載が分かりづらく申し訳ございません。こちらは、令和7年度から11年度まで、毎年度2施設ずつ整備を行うこと

	を想定しております。具体的に申し上げますと、量の見込み及び確保方策の表について、令和7年度の「当該年度までに新たに確保する量」というのが110となっているかと思います。この数字の根拠としては、令和8年4月に公設学童保育所30人、民設民営学童保育所80人をあわせて110となっています。高学年が1となっているのは、公設学童保育所については、高学年を受入れするための枠を1人分設ける必要があるため、このようになっています。さらに、令和8年度においては、公設学童保育所80人、民設民営学童保育所80人であわせて160人を新たに確保することを想定しております。令和9年度以降については、民設民営学童保育所のみの整備を予定しておりますので、各年度1支援単位が2つずつで計80人となります。 また、民設民営学童保育所の高学年が0人となっていますが、障害児の高学年の入所希望がある場合は、定員の枠内で受入れを行っておりますので、実績は必ずしもこれとは一致しません。
委 員	施設が狭あいな状況がそのままであるのは確かに児童にとっては良くない環境だと思うのですが、児童人口の減少を考えると、毎年、民設民営学童保育所を整備するというのは、運営事業者としてはどうでしょうか。民設民営の認可保育所を経営している身としては、その辺りが気になってしまいます。民設民営学童保育所を経営したいと希望する法人があるのであれば構わないと思うのですが、できれば公設学童保育所を中心に進めた方がいいのではないかと思います。
事 務 局	これまで公設学童保育所の整備を進めてきましたが、学校敷地内のスペースが限られていることから、なかなか学校内で新たに学童保育所を整備することが難しく、学校外に新規に新たに整備することも難しい状況です。加えて、施設が狭あいになっている状況については、令和11年度に解消できそうな見込みを立てておりますが、高学年については計画に落とし込んだ数値として整備できていない現状がございます。つきましては、スピード感を持って、高学年も含めた受入れができるように、民設民営学童保育所の協力も得ながら事業を進めていく必要があると考えております。先ほども高学年の受入れについて御意見がございましたが、本来、学童保育所は1年生から6年生までを受入れる事業です。そのため、私どもとしては、本来のそのあるべき姿に到達するため、民設民営学童保育所を併せて整備をするという考えに至ったということでございます。
委 員	公設学童保育所を増やしていただきたいという思いはありましたが、今のお話を伺って、それもなかなか難しい状況であるということも理解できました。私も自分の子どもが小学校に通っていた時、他自治体ですが学童保育所にお世話になっていました。先ほども御意見の中であったかと思いますが、保護者としては夏休みなどの長期休暇中は子どもの過ごし方が気になりますから、学童保育所に通わせていただけると大変安心できるという思いがあります。その一方で、子ども自身が行きたくないと言うようになることもあります。みんなが行かないから行きたくないという気持ちもあると思います。子どもの年齢が上がるにつれ、親と

	子の思いにずれが生じてしまうのが難しいなと思いました。我が子の例ではありませんが、高学年になってくると、周りは放課後に約束して遊んでいるのに、自分は学童に行くから行けないという寂しさもあったようで、ある時期から学童には行かずに帰宅して、約束したお友達と遊んでいたこともありました。そういう子ども同士で約束して遊ぶような過ごし方を身につけて欲しいという願いもありながら、学童にも行って欲しいという思いもあって、当時はもやもやする気持ちがありました。 今申し上げたような理由や、習い事などの事情から、年齢が上がるにつれ、通所が減る傾向はあるかと思いますが、安心安全な放課後の過ごし方の一つとして、高学年も学童に行けるという枠を確保していただきたいと思います。 また、学校内で学童保育所を設けることが難しく民設民営学童保育所に頼らざるを得ないという事情があることは理解しましたが、私の子が通っていた学童保育所は学校内にある施設で、本当に安心して預けることができました。保護者としてはそのような気持ちがあるので、大変難しい状況ではあると思いますが、できることなら学校内に公設学童保育所を増やしていただきたいと思います。
副 会 長	今までのお話を踏まえると、本質的な問題としては、放課後の子どもの居場所をどうするのかということだと思います。そういう意味では学童保育所以外にも放課後の居場所は市内にいろいろあるかと思いますが、学童保育所と他の放課後施策の関係や連携、検討など、市で行われていることや見えていることがあれば、教えてください。
事 務 局	本市の場合は、学童保育所に通っているかどうかにかかわらず利用できる放課後子どもプランという事業があります。また、先ほども御説明しましたが、放課後帰宅せずそのまま児童館に立ち寄ってもらえる児童館ランドセル事業を始めました。そういった様々な事業を用意して、各家庭やそれぞれの子どもが選択できる環境を整えていくことが重要であると考えています。現状を踏まえて、今後どのような取組ができるのかということを検討して進めていきたいと考えています。
副 会 長	ありがとうございます。先ほど御意見の中で世田谷区の事例も挙げていただきましたが、世田谷区は放課後子供教室という施策と学童保育所施策が一体型となって連携することで、より子どもの受け皿を増やす取組をしていると聞いたことがあります。他の施策との連携の中でうまく施設を活用したり、受け皿を増やしたり、そんな可能性もあるのかなと思ったので、引き続きぜひ検討していただければと思います。 最近は全国的に放課後児童対策が社会問題になっており、こども家庭庁でも、学校の放課後の教室を学童で使えるようにするとか、プレハブをリースして、空いているところに設置して学童の施設として使うとか、様々な事例がまとめられていました。そういったところも参考にいただければと思います。
会 長	他に、御意見や御質問はございますか。よろしいでしょうか。

	それでは、本日の議事は、全て終了します。事務局より、「2 その他」についてお願いします。
事務局	長時間にわたりありがとうございました。 次回の日程等についてお知らせします。次回は、9月17日（火）を予定しております。時間は、本日と同じ午後6時30分からで、場所は書庫棟会議室となります。本日御説明した内容について、追加の御意見・御質問等、後からお気づきになる点がございましたら、8月30日（金）ごろまでに、までにメールまたは電話などで御連絡いただければ幸いです。 次回は、第5章子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に関する内容を主に議論いただきます。よろしくお願いします。
会長	それでは、以上を持ちまして、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —